

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法

朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類

定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象

対象部局 庁舎整備室
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点

- ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
- ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
- ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
とともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程

監査委員事務局にて
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで

7.監査の結果

監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法

朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類

定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象

対象部局 都市政策課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点

- ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
- ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
- ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
とともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程

監査委員事務局にて
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで

7.監査の結果

監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。
必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

[契約事務]

入札に係る予定価格調書は、開札時まで封印された封筒の中で厳重に保管されなければならないが、アドバイザー業務委託の予定価格調書は、封印・開封された封筒が添付されていたものの、封入した形跡が認められなかった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法

朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類

定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象

対象部局 都市整備課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点

- ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
- ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
- ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
とともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程

監査委員事務局にて
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで

7.監査の結果

監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法

朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類

定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象

対象部局 建設課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点

- ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
- ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
- ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程

監査委員事務局にて
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで

7.監査の結果

監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。
必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

[文書管理事務]

土地の受納申出に係る事務手続きにおいて、寄付申出書等の書類に届出日の記載が無いものが複数あった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施した
ので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年10月31日

朝倉市監査委員 田原 誓成
朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1.監査の方法

朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行う
とともに関係職員の説明を聞き実施した。

2.監査の種類

定期監査(財務監査)及び行政監査

3.監査の対象

対象部局 農地改良復旧室
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)

4.監査の着眼点

- ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
- ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
- ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)

5.監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査
とともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

6.監査の実施場所及び日程

監査委員事務局にて
令和7年10月1日から 令和7年10月31日まで

7.監査の結果

監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。